

鳥取市熟年ソフトボール連盟規約

(名称)

第1条 この連盟の名称は、鳥取市熟年ソフトボール連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(事務局)

第2条 連盟の運営に必要な事務を処理するため、会長の指定するところにより事務局を設ける。

(目的)

第3条 連盟は、ソフトボールの愛好者により、ソフトボールを通しての増進、地域活動のスポーツ交流と推進ならびに生涯スポーツの充実に寄与することを目的とする。

(目的)

第4条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 連盟に加入しているチームによりリーグ戦を行う。

(2) 連盟加入者によりクラブチームを編成し、組織の充実を図る。

(3) その他、目的を達成するために必要な事業を行う。

(組織)

第5条 連盟は、鳥取市熟年ソフトボールリーグ戦に参加するチームおよび関係団体をもって組織する。

(参加資格者)

第6条 当該年度に満年齢40歳以上の者および当該月に満40歳に到達する者で、鳥取県東部1市4町に在住している者または、勤務している者とする。

(役員)

第7条 連盟に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事長 2名

(4) 副理事長 若干名

(5) 理事 参加チームから各1名

(6) 本部理事 若干名

(7) 監事 2名

(役員選出)

第8条 会長は、総会において選任する。その他の役員は、次のとおりとする。

(1) 会長は、総会において、副会長、理事長、監事を任命する。

(2) 理事長は、副理事長、本部理事を任命する。

(3) 監事は、会長、副会長およびその他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第9条 役員は、次の任務を行う。

(1) 会長は、連盟を代表し会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 理事長は、理事会および連盟の事務を処理する。

(4) 副理事長は、理事長と分担して、連盟の事務を補佐する。

(5) 理事は、各参加チームを代表し、連盟の事業運営に協力する。

(6) 本部理事は、連盟の事業が円滑に推進できるように各種の業務を分担して処理する。

(7) 監事は、連盟の会計および事業の執行状況を監査し、その結果を総会において報告する。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

2 役員が途中で退任した場合、後任役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 連盟が掲げる事業を推進するために、次の会議を設ける。

(1) 総会 総会は、必要に応じて会長が収集するものとし、役員と各参加チームの理事および監督または監督の代理人をもって構成する。

- ① 総会は、連盟の総合的意思を決定する最高議決機関とする。
 - ② 総会は、総会構成員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。
 - ③ 総会の議長は、出席者の中から選出する。
 - ④ 総会の議案は、出席者の過半数をもって議決する。可否同数の時は、議長が決する。
- (2) 理事会 理事会は、理事および本部役員、本部理事をもって構成し、連盟の会務の執行に必要な事項を決定する。

なお、緊急を要する場合は総会に代えることができる。

- (3) 執行部会 会長、副会長、理事長、副理事長および本部理事で構成し、総会、理事会への提案ならびに連盟の会務の執行に必要な事項を協議する。

(参加費)

第12条 連盟に加入するチームは、大会要項に定める参加費を納入しなければならない。

第13条 連盟は、参加料、寄付金およびその他の収入をもって運営する。

2 連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(慶弔)

第14条 連盟は、役員および参加チーム構成員に慶弔が発生したときは、慶弔規定に定めるところによる。

(規約の改正)

第15条 この規約は、必要に応じて総会の議決を得て改正することができる。

附 則

- 1 この規約は、昭和61年3月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成15年3月1日から施行する。
- 3 この規約は、平成25年3月1日から施行する。
- 4 この規約は、平成30年2月24日から適用する。

鳥取市熟年ソフトボール連盟慶弔規定

連盟構成員等が次の事項に該当した場合は、下記により慶弔の意を表するものとする。

- 1 慶事
 - ・祝金等 5,000円~10,000円
- 2 弔事
 - ・弔慰金 10,000円
 - ・弔電
 - ・生花または花輪
- 3 見舞金
 - 試合中に発生した構成員の傷病(入院7日以上)
 - ・見舞金 5,000円
- 4 その他
 - ・この規定の適用を受けた者は、返礼等を行わない。
 - ・弔事、お見舞い事例が発生した時は、躊躇することなく事務局に連絡すること。
 - ・当慶弔規定の執行については、本部役員に一任する。(後日、理事会に報告する。)

- 1 この規定は、平成15年3月1日から適用する。
- 2 この規定は、平成30年2月24日から適用する。